

Aircraft Makers OB会 規約

第一条（サークル名称）

本会名称を「Aircraft Makers OB会」（読み：エアクラフトメーカーズ オービーカイ）とする。

第二条（本部）

本会の本部は以下の住所に置くものとする。

千葉県野田市山崎2641 東京理科大学学生課 Aircraft Makers

第三条（目的）

本会は、鳥人間サークル（人力飛行機制作サークル）「Aircraft Makers」のOB・OG組織として、「Aircraft Makers」の活動支援を行うことを目的とする。

第四章（役員）

本会の役員は下記のとおりである。

役員は、本会の運営に議決権を有する。また、役員は1年毎に改選することとする。

会長	小川 宗紘
副会長	矢崎 晃平
会計	小川 宗紘

第五章（運営）

本会の運営は年2回程度の総会を開催し、役員と会員の合議によって決定するものとする。議決方法の詳細については定めない。

第六章（規約改正）

本規約の改正は役員の合議によるものとし、適宜公示する。

以上

平成21年9月1日施行

上記について相違ないことを証明する。

文責 Aircraft Makers OB会 会長

小川 宗紘